

ヘルメット公認・推奨基準

Ver.2024/04

(公財)日本自転車競技連盟

1. ヘルメット公認・推奨に関する基準

- (1) 全てJIS規格<JIS T8134>に準拠する。
- (2) 公認・推奨にあたっては、自転車用ヘルメットとして、SG、CE、CPSCのいずれかのマークを持つもの、その他各国各地域における公的機関が認証したものも、上記(1)の性能および試験基準を満たすものとする。但し、SG/CE/CPSCマーク以外の認証を受けているものは、日本国内において上記(1)の試験を課す場合がある。

2. その他

- (1) 本連盟および加盟団体の主管する自転車競技大会に使用するヘルメットは、上記1.とは別に本連盟競技規則第1部第50条の条件を備える必要がある。